市庁舎敷地内の営業行為における注意事項について(庁舎内用)

市庁舎において営業行為を行う場合は、許可が必要となります。

市役所は多くの来庁者がお越しになりますので、管理上、市が指定した場所において空きがある場合に 申請をお受けする運用としています。

ご希望の方は、以下をお読みの上、必要な手続をお願いします。

まずは、契約管財課管財係へご連絡を!

- ご希望のある方は、まず市役所へご連絡ください。
- 販売可能場所は右記のとおりです(変更になる場合があります)。
- 内容や空き状況によっては、ご希望に沿えない場合もあります。

庁舎使用等許可申請書兼許可書をご提出ください

- 市との相談のあと、申請される場合は庁舎使用等許可申請書兼許可書(様式第1号)をご提出くださ ر۱°
- 許可期間は、管理の都合上、年度末までとしております。
- 継続して翌年度も使用したい場合は、あらかじめ再度申請をお願いします。
- 申請書の内容を変更したい場合は、事前にご連絡をお願いします。

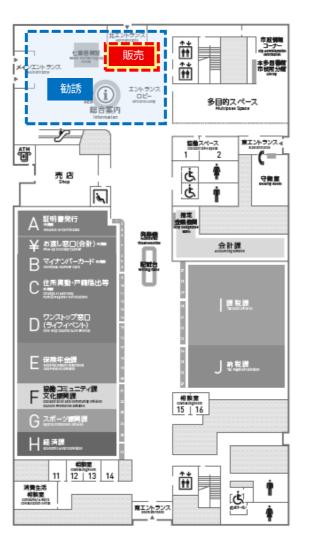
営業を行うにあたっての注意事項

- 営業が可能な場所については右記のとおりです(勧誘と販売で場所が異なります)。
- 営業行為に伴い使用する備品の貸出はございません。
- 市の備品を移動された場合は元の状態へお戻しください。
- 施設又は備品を破損した場合は速やかにご連絡をお願いします。
- 地下駐車場を使用された場合、使用料の減免措置はありません。
- 発生したゴミについては、ご自身で回収、廃棄をお願いします。

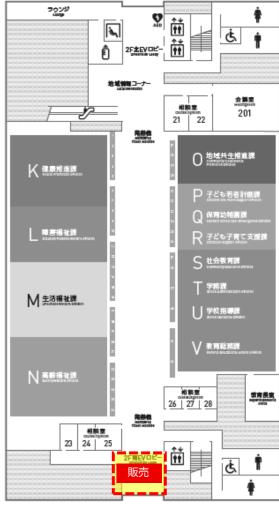
お問合せ先

国分寺市 総務部 契約管財課 管財係

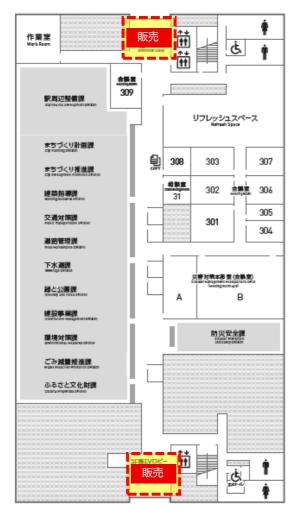
6 042-312-8689 / ☑ kanzai@city.kokubunji.tokyo.jp



2F



3F



4F



※保険等の勧誘・相談については顧客(職員)との相談時のみ窓口で声かけ可